

Hello from the support center

総合支援センターから こんにちは

年末経営特別相談室 & 小規模企業共済制度のご案内

「年末年始の準備は
お済みですか？」
「年末経営特別相談室」を
開設！

「年末経営特別相談室」とは？

年末年始の準備に忙しい経営者の皆さまのために、相談窓口の受付時間を延長します。資金調達・資金繰り、販売促進等の経営に関する悩みを何でもお聞かせ下さい。

【開催時期】

11月28日(月)～12月28日(水)

※平日は20時まで

土曜日は9時～17時

(平日17時以降、ならびに

土曜日は事前予約制)

【合同融資相談会】も開催！

日本政策金融公庫の融資担当者をお呼びし、資金調達のお悩みを解決します。会社に合った融資制度の斡旋、借換、資金繰りのアドバイスも可能！

【開催日】

11月29日(火)、30日(水)

12月13日(火)、14日(水)

10時～17時(事前予約制)

【ご持参頂くもの】

・確定申告書、決算書3期分
(法人の場合、勘定科目明細も必要)

・直近の試算表(決算期から6ヶ月以上経過している場合)

・借入金返済一覧表

お問い合わせ先

福井商工会議所 金融・税務相談課

TEL 0776(33)8284

「税制面で大きなメリット！」

「経営者のための退職金」

「小規模企業共済制度」

「小規模企業共済とは？」

個人事業主の方が事業を廃業したり、会社の役員の方が役員を退任した場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備(積み立て)しておく国の共済制度です。いわば、経営者が自分自身のために積み立てる退職金制度です。

制度の特徴

①大きな節税効果

掛金は全額(最大で年間84万円)が課税所得から控除でき、

税制面で大きなメリットがあります。

②掛金は無理なく設定可能

毎月の掛金は1千円～7万円の範囲で自由に選べます。(半年分・1年分をまとめて前納することもできます)

③事業資金等の貸付制度

積み立てた掛金から算定した限度額の範囲内で、事業用資金の貸付が受けられます(無担保・無保証人)。

災害で被害を受けた場合なども貸付制度が利用できます。

加入できる方

・常時使用する従業員が商業・サービス業は5名以下、それ以外の業種(建設や製造など)は20名以下の個人事業主または会社役員の方
・個人事業主の場合は経営者以外にも、奥さんやご家族など最大2名まで「共同経営者」として制度に加入できます。

お問い合わせ先

福井商工会議所 経営支援・人材育成課
TEL 0776(33)8283